

## 令和6年度ゼロカーボン研究会運営業務委託仕様書（案）

### 1. 委託業務の名称

令和6年度ゼロカーボン研究会運営業務委託

### 2. 業務履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### 3. 業務の目的

岡山市では、令和3年2月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言し、県内13市町で構成する岡山連携中枢都市圏において取組を進めるなどを共同で表明し、さらに、同年7月には、自らの使用電力を100%再生可能エネルギーに転換し、再エネ100%利用を促進する取組「再エネ100宣言 RE Action」への参加及びアンバサダーへの就任を表明した。また、令和3年6月に「岡山市地球温暖化対策実行計画」を改訂するとともに、令和5年6月には「岡山市脱炭素ロードマップ」を策定し、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を進めているところである。

このような背景のもと、本業務は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現するため、岡山連携中枢都市圏、周辺自治体、事業者及び大学等と、ゼロカーボン社会の実現に向けた具体的な取組について調査・研究を行う「ゼロカーボン研究会」を開催し、令和7年度以降に実現可能な事業等を創出することを目的とする。

### 4. 事業内容

#### (1) 研究会及び分科会の運営

岡山市との協議の下、研究会及び分科会の事務局運営を行うこと。

##### ○主な業務

- ・研究会及び分科会の内容の企画、提案
- ・各テーマに沿った有識者（講師、事業者等）の招聘（講師料等は受託者の負担とする）
- ・進行台本、当日の工程表、席次などの作成
- ・会場設営及び当日の司会進行
- ・各種資料作成及び会議での資料説明
- ・各研究会及び分科会の結果まとめ（議事録作成を含む）等

※研究会が円滑に進行するよう、事前に各テーマに対応した質問を受け付けておき、それに対応する講師からの回答を準備しておくこと。

## ア) 研究会概要

(開催回数) 令和7年2月までに3回以上

(開催時間) 1回の開催は、120分程度

(開催場所) 市有施設他

※基本的には岡山市で手配するが、研究会の内容上、市有施設での開催が適さない場合や、会議室の空き状況により確保が難しい場合には、受託者が手配すること。(借室料は受託者の負担とする)

※Web会議システムを利用し、オンラインとのハイブリッド開催に対応すること。(必要な機材一式は、受託者が手配すること。)

(出席者) 岡山連携中枢都市圏の市町(13自治体)、事業者、大学関係者等

(出席者数) 各回40名程度

※研究会の内容や、会場の規模によってはこの限りでない。

## 【テーマ・内容の選定】

○過去の研究会実績を確認のうえ、連携中枢都市圏の市町及び同圏内の事業者の取組状況等を踏まえ、地域の脱炭素化を進めていくうえで、有効な取組につながるテーマを選定すること。

(過去のゼロカーボン研究会の実績は、以下のホームページを参照)

[https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/category/20-4-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/category/20-4-3-0-0-0-0-0-0-0.html)

○研究会の内容は、座学形式の講義だけでなく、以下の課題解決に向けた内容を盛り込むことも可能。(例:現地視察、ワークショップ、大規模セミナーの実施等)

### 《主な課題》

- ・本研究会を、圏域の事業者等へより広く波及させる。
- ・出席者同士の意見交換や情報交換等を、より活発化させる。
- ・脱炭素化に向けた事業等をより多く創出させる。

## <参考>令和5年度開催実績

回	時期	テーマ
第1回	5月	市民・事業者の脱炭素化に向けた行動変容支援
第2回	7月	地域に裨益する再生可能エネルギーの活用策
第3回	10月	《現地視察》 脱炭素化に資する先進事例の現地視察
第4回	11月	《大規模セミナー》 家庭・市民の脱炭素化を考える
第5回	1月	サーキュラーエコノミー(循環型経済)の推進による脱炭素化

※実際の開催回数やテーマ、内容、開催規模は、本市と協議の上で決定する。

イ) 分科会概要

(開催回数) 3回程度

(開催時間) 1回の開催は、90分～120分程度

(開催場所) Web会議形式

(出席者) 岡山連携中枢都市圏の市町（13自治体）、事業者、大学関係者等

(出席者数) 各回30名程度

(2) 調査等

ア) 事後調査（各回開催後）

●研究会後、出席者に対してアンケート調査を実施する。

- ・アンケート作成（研究会で紹介された事例を踏まえた今後の事業の実施予定、今後研究会でとりあげてほしいテーマ等）
- ・アンケートの結果まとめ

●ヒアリング調査

- ・アンケート結果を踏まえて、事業創出につながる回答等について、詳細内容のヒアリングを実施する。

イ) 関係情報の収集

- ・脱炭素化に資する各種補助制度（他都市）
- ・国等の補助制度（自治体と事業者それぞれについて利用可能な補助制度の情報を整理すること）
- ・脱炭素化に関する関連分野の社会動向、技術動向ほか

(3) 事業化支援

これまでの研究内容を活かし、岡山連携中枢都市圏全体、又は、一部の自治体や事業者において、新たな事業を2件以上創出させることを目標に、具体的な支援を行うこと。

<支援内容の例>

- ・過去の研究成果等を踏まえた新規事業の企画・提案
- ・事業実現性の調査や費用・効果の試算
- ・関係者間の調整
- ・仕様書等の作成支援
- ・実証事業のコーディネート
- ・その他の調整、アドバイス等

(4) 研究会結果まとめ

研究会での検討内容の総合とりまとめ

(1) の研究会結果及び(2)の調査・検討結果を踏まえ、令和7年度以降に実施可能な事業候補案のとりまとめを行うこと。

※事業候補案については、研究会の開催と並行して、9月上旬までに案を提示し、継続的に岡山市と協議すること。

※スキーム（具体的な方法や枠組み等）や体制、スケジュール（令和7年度以降）をあわせて提示すること。

※事業リスクや対応策等もあわせて提示し、事業化とその後の運用が円滑に進むよう提案を行うこと。

## 5. 成果品

受託者は以下のものを成果品として提出する。

① 議事録

② 報告書

- ・研究会及び分科会の実施内容
- ・アンケート結果、関係情報
- ・事業候補案（研究会での検討内容の総合とりまとめ）
- ・事業化支援の内容及び結果

③ 上記に係る電子データ一式

※電子データは、印刷業者への引渡しにより、直ちに印刷を行える形態及び品質のものとし、ワード、エクセル、フォトショップ等のソフトでのファイルと、それぞれ変換したPDFファイル（検索を可能とすること）を、CD-Rに記録して提出する。

## 6. その他重要事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、過去の本研究会開催実績、岡山連携中枢都市圏の各市町の各種計画や脱炭素に関する取組内容、国や関係機関等の脱炭素に関する動向等を確認のうえ、岡山連携中枢都市圏の地域特性を踏まえ、次年度以降の脱炭素化に向けた具体的な取組につながる内容となるよう、適宜創意工夫して業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に明記していない事項については、岡山市と受託者が協議の上、決定とする。
- (3) 受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して、業務の遂行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

受託者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は、必要最小限に留めなければならない。万一、情報等に関する受託者等からの外部流出が発生した場合には、受託者等の故意・過失にかかわらず、岡山市又は第三者において発生した損害について、受託者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。

- (5) 受託者は、国や岡山市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた

場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については岡山市に報告しなければならない。

- (6) 受託者は、業務における業務責任者を選任し、岡山市に届出、承認を得なければならない。  
受託者は業務責任者をもって業務全般にわたる技術管理を行うものとする。
- (7) 受託者は、業務の着手及び完了に当たって、岡山市の指定様式により、以下の書類を提出し、岡山市の承諾を得なければならぬ。
- ①委託の着手時
- ア. 着手届
  - イ. 委託作業表
  - ウ. 業務責任者届
  - エ. その他市が指示する書類
- ②業務の完了時
- ア. 完了通知書
  - イ. その他市が指示する書類
- (8) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は、岡山市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打合せを行うこと。また、受託者は協議・打合せの都度、記録簿を作成し、概ね一週間以内に岡山市に提出すること。岡山市からの連絡があれば、即日、対応が出来るよう業務実施体制を整えておき、担当者不在等で対応不可ということがないようすること。
- (10) 受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。
- (11) 本業務により作成した報告書等の著作権、版権は岡山市に帰属する。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならぬ。